

令和4年度第3回総会（月例）議事録

日 時	令和4年5月30日（月） 午前10時開会
場 所	市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
出席委員 （17名）	上入来 幸一（会長） 仮屋 幸孝（会長代理） 弟子丸 宗一（運営委員） 有村 伊智博 池田 晃 岩元 節朗 豊留 辰男 鳥丸 俊秀 永尾 寛 中村 秀彦 鳩宿 隆雄 枇榔 稔 福永 大悟 穂満 和廣 堀之内 薫 本多 剛 横峯 明人
欠席委員 （1名）	園山 一則
事 務 局	事務局長 三浦 主 幹 新村 支局主任 山崎、村田、末永、尾堂、東、小山田、小村、児之原、吉永 専門員 大西、水盛、吉満、矢崎、有村、渡邊 主 査 帖地、安樂 主 任 松村 主 事 飯泉 主 任 米倉、西、平川
農政総務課	主 任 橋口
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地転用事業計画変更に関する件 3 農地法第4条許可申請に関する件 4 農地法第5条許可申請に関する件 5 非農地認定に関する件 6 農地利用変更届出に関する件 7 農用地利用集積計画に関する件 8 農用地利用集積計画の訂正に関する件 9 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 10 農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件 11 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判定について 12 相続税の納税猶予に関する件 13 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について
報 告 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 3 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 4 鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について

議 長	<p>開 会（午前１０時）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和４年度第３回総会を開催いたします。</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。 １８人中１７人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>なお、欠席届が、園山委員から出されています。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません、からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、池田委員、枇榔委員をお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせいたします。 議題１．「農地法第３条許可申請に関する件」及び議題７．「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>
-----	--

議 題	
議題 1 . 農地法第 3 条許可申請に関する件 1 ページ～ 2 ページ 6 件	
議 長	<p>それでは、議題 1 .「農地法第 3 条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>2 ページ、番号 6 号につきましては、1 3 番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、1 3 番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>1 3 番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(1 3 番委員離席後)</p> <p>それでは、郡山、1 9 番委員をお願いします。</p>
1 9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 6 号、申請事由：労力不足、相手要望、権利の種別：所有権移転、売買。以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料 1 にありますように、今回の第 3 条案件は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>{「異議なし」の声あり}</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 1 .「農地法第 3 条許可申請に関する件」番号 6 号につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、1 3 番委員におかれましては、ご着席をお願いします。残りの案件の審議に入ります前に、1 3 番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(1 3 番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。</p> <p>まず、谷山、1 4 番委員をお願いします。</p>

1 4 番 委 員	ご報告します。 番号1号、申請事由：労力不足、相手要望、権利の種別：所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、伊敷、18番委員お願いします。
1 8 番 委 員	ご報告します。 番号2号、農業廃止、相手要望、所有権移転、売買。 番号3号、農業廃止、相手要望、使用貸借権。 以上です。
議 長	次に、桜島、5番委員お願いします。
5 番 委 員	ご報告します。 番号4号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。
議 長	次に、郡山、19番委員お願いします。
1 9 番 委 員	ご報告します。 番号5号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」5件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。
議題2 . 農地転用事業計画変更に関する件 3ページ 1件	
議 長	次に、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」を審議します。 それでは、谷山、14番委員お願いします。

14番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、変更前：建売住宅2棟158.98㎡、庭敷地等338.02㎡、変更後：建売住宅2棟187.14㎡、庭敷地等310.16㎡、申請事由：建売住宅2棟を建築予定であるが、需要、敷地形状を勘案し、建築プランの変更をするもの。権利の種別：所有権移転、許可日：令和3年5月18日、許可番号：農委第0225-79号。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」1件につきましては、原案どおり承認するものと決定いたします。</p>
<p>議題3 . 農地法第4条許可申請に関する件</p> <p>4ページ 2件</p>	
議長	<p>次に、議題3「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、伊敷、18番委員お願いします。</p>
18番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：通路185.00㎡、法面315.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画、東...他人畑、山林、西...県道、南...宅地、北...水路、境界...石積、雨水...自然流下。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、吉田、11番委員お願いします。</p>
11番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、クヌギ600本2,037.00㎡、東...水路、西...山林、農道、南...農道、北...山林、境界...土留、雨水...自然流下。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」2件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題4 . 農地法第5条許可申請に関する件 5ページ～9ページ 13件</p>	
議 長	<p>次に、議題4「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、谷山、14番委員お願いします。</p>
14番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：建売住宅1棟109.30㎡、庭敷地等187.70㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東...私道、西...他人畑、南...宅地、北...市道、境界...ブロック積、コンクリート擁壁、雨水...市道側溝、污水...合併浄化槽、権利の種別：所有権移転、売買。</p> <p>番号2号、住家1棟110.45㎡、庭敷地等170.55㎡、東・南...貸人田、西...私道、北...水路、境界...ブロック積、雨水...水路放流、污水...合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号3号、住家1棟100.80㎡、庭敷地等102.20㎡、東...渡人畑、西・北...他人畑、南...農道、境界...ブロック積、雨水...農道側溝、污水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号4号、資材置場142.00㎡、駐車場72.00㎡、転回場等433.00㎡、東・北...山林、南...市道、西...宅地、境界...土留、雨水...自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号5号、資材置場114.00㎡、駐車場27.00㎡、転回場等229.00㎡、東...宅地、西・北...他人田、南...農道、境界...ブロック積、雨水...自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、15番委員お願いします。</p>

15番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号6号、住家1棟110.14㎡、庭敷地等386.86㎡、東・北...貸人畑、西...貸人畑、里道、南...貸人畑、宅地、境界...ブロック積、雨水...里道側溝、汚水...合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、吉田、11番委員お願いします。
11番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号7号、貸駐車場246.00㎡、転回場387.00㎡、法面等313.00㎡、東...宅地、西...私道、南...山林、北...市道、境界...土留、雨水...自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号8号、宅地分譲1,866.32㎡、通路293.68㎡、東...宅地、他人畑、西...宅地、南...他人畑、北...市道、境界...ブロック積、雨水...市道側溝、汚水...合併浄化槽、所有権移転、売買。建築条件付き宅地分譲、9区画。</p> <p>この件につきましては、事務局より説明いたします。</p>
吉田支局	<p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、吉田支所から南へ約2.6kmに位置する大原地区にあり、「第2種農地」の「街区内農地」に該当します。</p> <p>農地法第5条に係る住宅を目的とした転用については、これまで転用をする事業者が宅地を造成し、住宅を建築したうえで土地建物を一体的に売却する場合、いわゆる建売住宅に限り転用が可能であり、宅地のみの分譲については、転用は認めないこととされていましたが、平成31年3月29日付農林水産省からの通知により、一定要件を満たす場合は、建築条件付売地についても認められるようになったものです。</p> <p>要件としましては、</p> <p>土地の売買契約後、おおむね3月以内に建築請負契約を締結すること</p> <p>一定期間内に の建築請負契約がなされないときには、本件の売買契約は解除されること</p> <p>当該土地を建築主が販売できないと判断した場合は、譲受人自らが住宅を建築することとなっております。</p> <p>また、許可の条件として、</p> <p>許可後完了までの間に、3か月後及び1年ごとに進捗状況を報告すること。</p> <p>工事が完了したときには、遅滞なくその旨を報告すること</p> <p>転用事業者から土地購入者への土地の引き渡しについては、住宅の建設確認後、または当該土地の宅地造成後に建築確認が行われた後に行うこととなっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	次に、松元、17番委員お願いします。

17番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号9号、貸資材置場1,756.92㎡、貸駐車場385.00㎡、作業所1棟231.66㎡、既存事務所1棟1,236.00㎡、緩衝地等769.00㎡、東...宅地、西...里道、南...山林、北...雑種地、市道、宅地、境界...コンクリート擁壁、土留、雨水...里道側溝、汚水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号10号、建売住宅18棟1,453.82㎡、通路1,443.73㎡、庭敷地等3,329.96㎡、東...他人畑、宅地、西...他人畑、山林、宅地、南...他人畑、宅地、学校用地、北...宅地、市道、境界...コンクリート擁壁、雨水...市道側溝、汚水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件につきまして、事務局から補足説明を行います。</p>
松元支局	<p>この件について、事務局から補足して説明いたします。(図面掲示)</p> <p>申請地は、松元支所から北東に約2.5kmに位置する第2種農地のその他の農地です。</p> <p>申請人は、市内で建設業を営む法人で、申請農地6筆と隣接する宅地・山林と一体利用した総面積6,227.51㎡を取得し、建売住宅18棟を建築し、通路として1,443.73㎡、庭敷地等3,329.96㎡として転用するものです。</p> <p>なお、第2種農地の3,000㎡を超える転用となりますが一体利用地を含めた、全ての面積を使用する事業計画です。</p> <p>また、申請地は、小学校に隣接しており周辺は近年、宅地化が進行している場所であることから、転用は確実と判断できるため、今回の転用許可はやむを得ないと判断したところです。</p> <p>図面で説明いたします。</p> <p>鹿児島市道が大体9.2m位の道路であります。ここが出入口で、北側になります。団地内の通路として、中を通っております。この黄色の部分18区画の建売住宅となっております。ここの宅地の一部と山林の一部が一体利用として計画しております。説明しましたが、小学校敷地が接しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
17番委員	<p>続けます。</p> <p>番号11号、宅地分譲288.00㎡、東...里道、西...他人畑、南...別件5条申請地、北...宅地、境界...ブロック積、雨水...里道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>番号12号、住家1棟108.68㎡、庭敷地等183.32㎡、東...里道、西・南...他人畑、北...別件5条申請地、境界...ブロック積、雨水...里道側溝、汚水...合併浄化槽、所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、郡山、19番委員お願いします。
19番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号13号、宅地分譲571.63㎡、通路57.04㎡、東...国道、西・南・北...宅地、境界...土留、防護柵、雨水...国道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>

議	長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」13件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、転用面積が3,000㎡を超える番号10号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題5.非農地認定に関する件 10ページ～12ページ 12件</p>		
議	長	<p>次に、議題5.「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>まず、谷山、14番委員お願いします。</p>
	14番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：住家1棟、45年経過、現況宅地。</p> <p>番号2号、調査結果：住家1棟、57年経過、現況宅地。</p> <p>番号3号、調査結果：コサン竹・雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>次に、伊敷、18番委員お願いします。</p>
	18番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号4号、調査結果：住家1棟、28年経過、現況宅地。</p> <p>番号5号、調査結果：杉、約50年経過、現況山林。</p> <p>番号6号、調査結果：雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>次に、吉野、15番委員お願いします。</p>

15番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号7号、調査結果：大名竹・雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>番号8号、調査結果：住家1棟、33年経過、現況宅地。</p> <p>番号9号、調査結果：住家1棟、48年経過、牛舎1棟、48年経過、工場1棟、45年経過、現況宅地。</p> <p>番号10号、調査結果：雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>番号11号、調査結果：孟宗竹・雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、松元、17番委員お願いします。
17番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号12号、調査結果：雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5「非農地認定に関する件」12件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>
<p>議題6．農地利用変更届出に関する件</p> <p>13ページ 1件</p>	
議長	次に、議題6「農地利用変更届出に関する件」を審議します。それでは、伊敷、18番委員お願いします。
18番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため、盛土をして畑として利便性を高める。工事開始日：令和4年6月1日、工事終了日：令和4年11月30日、周囲の状況：東・北...市道、西...宅地、他人田、南...他人田、水路、境界...石積、高さ...3.0m、作物...野菜、搬入土...シラス、黒土。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「農地利用変更届出に関する件」1件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>
<p>議題7.農用地利用集積計画に関する件 14ページ～30ページ 30件</p>	
議 長	<p>次に、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。 16ページ、番号4号につきましては、13番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、13番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。 13番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(13番委員離席後)</p> <p>それでは、番号4号につきましては、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。 16ページをご覧ください。 番号4号、2筆で、地目：田、面積1,482.00㎡、権利の種類：使用貸借権、設定期間10年、区分：新規。 令和4年5月31日公告予定です。 これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」の番号4号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、13番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(13番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。 残りの29件及び先ほどの1件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>資料の14ページをご覧ください。 「議案第7号」、令和4年5月31日公告予定の、農用地利用集積計画集計表について、只今の分も含め、ご説明申し上げます。 右側の一番下になります。 賃貸借権14件、20筆、27,602.16㎡。使用貸借権16件、33筆、23,283.00㎡。合計30件、53筆、50,885.16㎡です。 議案書の15ページから30ページは、農用地利用集積計画の内容、うち、29ページから30ページは、配分計画を含む内容です。 お目通しをお願いいたします。 これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>

議題 8 . 農用地利用集積計画の訂正に関する件	
別冊資料 2 1 件	
議 長	次に、議題 8 .「農用地利用集積計画の訂正に関する件」を審議します。別冊資料 2 です。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	ご説明いたします。 第 1 回総会において、審議していただき、4 月 2 8 日に公告しました分につきまして、一部取り消しがございました。 資料 2 の 3 ページをご覧ください。 上から 3 筆が取消の対象となっております。原因といたしましては、事務局、農政部局の連絡不足で、元々議案に上げるべきではなかったものが、議案として審議されたものです。今回審議していただき、承認後に一部取り消しの公告を行う予定となっております。 以上です。
議 長	ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 8 .「農用地利用集積計画の訂正に関する件」1 件につきましては、訂正議案のとおり承認することに決定いたします。
議題 9 . 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件	
別冊資料 3 1 件	
議 長	次に、議題 9 .「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料 3 です。 それでは、喜入、1 番委員をお願いします。
1 番 委 員	ご報告します。2 ページです。 3 . 変更後の用途、一般住宅 4 . 現況、申出地は、喜入町旧麓地区にあり、喜入支所から南西へ約 1 . 0 k m に位置し、東側は私道、西側は他人畑、南側は渡人畑、北側は宅地に接している。 5 . 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。 以上です。

議	長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題9.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」1件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
議題10. 農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件 別冊資料3 1件		
議	長	<p>次に、議題10.「農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料3です。 それでは、谷山、14番委員お願いします。</p>
14番委員		<p>ご報告します。6ページです。 3. 変更後の用途、農業用倉庫 4. 現況、申出地は、下福元町馬ノ口堀地区にあり、谷山支所から西へ約3kmに位置し、東側は他人畑、西・北側は農道、南側は貸人畑に接している。 5. 農業委員会の意見、市長部局による用途区分変更理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、変更後の用途は農業用倉庫であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。 以上です。</p>
議	長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題10.「農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件」1件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
議題11. 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判定について 別冊資料4 75件		
議	長	<p>次に、議題11.「農地法の運用について」に基づく伴う農地・非農地判定についてを審議します。別冊資料4です。 まず、谷山、14番委員お願いします。</p>

14番委員	<p>ご報告します。2ページです。</p> <p>調査筆数：6筆、現況確認日：令和4年4月18日、農地・非農地の判断結果：杉、クヌギ、孟宗竹自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。以上です。</p>
議長	次に、伊敷、18番委員お願いします。
18番委員	<p>ご報告します。3ページです。</p> <p>調査筆数：9筆、現況確認日：令和4年4月26日、農地・非農地の判断結果：杉、コサン竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。以上です。</p>
議長	次に、吉野、15番委員お願いします。
15番委員	<p>ご報告します。4ページです。</p> <p>調査筆数：4筆、現況確認日：令和4年4月13日、農地・非農地の判断結果：杉、唐竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。以上です。</p>
議長	次に、吉田、11番委員お願いします。
11番委員	<p>ご報告します。5ページです。</p> <p>調査筆数：7筆、現況確認日：令和4年4月25日、農地・非農地の判断結果：ゴキ竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。以上です。</p>
議長	次に、桜島、事務局お願いします。
桜島支局	<p>ご報告します。6ページです。</p> <p>調査筆数：17筆、現況確認日：令和4年4月12日、農地・非農地の判断結果：雌竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。以上です。</p>
議長	次に、喜入、1番委員お願いします。
1番委員	<p>ご報告します。7ページです。</p> <p>調査筆数：20筆、現況確認日：令和4年4月25日、農地・非農地の判断結果：18筆が杉、唐竹・雑木自然繁茂、現況山林により非農地、2筆が不耕作により農地と判断いたしました。以上です。</p>
議長	次に、松元、事務局お願いします。

事務局	<p>ご報告します。8ページです。</p> <p>調査筆数：5筆、現況確認日：令和4年4月12日、農地・非農地の判断結果：4筆が杉、雑木自然繁茂、現況山林により非農地、1筆が不耕作により農地と判断いたしました。以上です。</p>
議長	次に、郡山、19番委員お願いします。
19番委員	<p>ご報告します。9ページです。</p> <p>調査筆数：7筆、現況確認日：令和4年4月25日、農地・非農地の判断結果：杉、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題11.「農地法の運用について」に基づく伴う農地・非農地判定について」75件につきましては、調書のとおり判定することに決定いたします。</p>
<p>議題12. 相続税の納税猶予に関する件</p> <p>31ページ 1件</p>	
議長	次に、議題12.「相続税の納税猶予に関する件」を審議します。それでは、吉野、15番委員お願いします。
15番委員	<p>31ページをお開きください。</p> <p>この証明は、農地の相続が発生したとき、申告期限の翌日から20年間営農を継続することにより、相続税の支払いを一定の条件のもとに猶予又は免除する、相続税の納税猶予の申請に係るものでございます。</p> <p>今回1件の申請があり、今回が6回目の発行となります。</p> <p>令和4年5月19日に6番委員、私、事務局職員2名の計4名で現地調査を行いましたので、その結果についてご説明申し上げます。</p> <p>番号1をご覧ください。</p> <p>まず、特例適用農地1は、ナス、ピーマン、オクラ、深ネギ、落花生、ジャガイモを作付中でした。</p> <p>次に、特例適用農地2は、カボチャ、ゴーヤ、キュウリ、トマトを作付中でした。また、クルクマ・シャロームを植付中でした。</p> <p>従いまして、資料1から2の各特例適用農地において、申請者が農業経営を行っていることを確認しましたので、それぞれ「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の発行については支障ないものと判断したところでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 1 2 .「相続税の納税猶予に関する件」 1 件につきましては、原案どおり決定することにいたします。</p>
議題 1 3 . 令和 3 年度の目標およびその達成に向けた活動の点検・評価（案）について 別冊資料 5	
議 長	<p>次に、議題 1 3 .「令和 3 年度の目標およびその達成に向けた活動の点検・評価（案）について」を審議します。別冊資料 5 です。 それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」についてご説明申し上げます。</p> <p>この「点検・評価」につきましては、今後、県を通じて、全国農業会議所ホームページ上に他市町村分とともに公表することになりましたので、本日の総会において、ご承認いただいた後、提出することといたします。</p> <p>また、記載する実績数値等につきましては、市農林水産部から県に報告している数値と整合を取るようしております。</p> <p>それでは、1 ページをご覧ください。</p> <p>「農業委員会の状況」でございますが、「1 農業の概要」及び「2 農業委員会の現在の体制」は、昨年と同様、農林業センサス及び新制度に基づく状況でございますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>次に、2 ページをお開きください。</p> <p>「担い手への農地の利用集積・集約化」のうち、「2 令和 3 年度の目標及び実績」につきましては、集積目標 5 0 2 . 2 ヘクタール、集積実績 4 5 7 . 7 ヘクタール、うち新規実績 5 . 5 ヘクタール、達成状況 9 1 . 1 パーセントとなっております。</p> <p>なお、「1 現状及び課題」「3 目標の達成に向けた活動」及び「4 目標及び活動に対する評価」につきましては、この後の表も含めて、お目通しをお願いいたします。</p> <p>次に、3 ページをご覧ください。</p> <p>「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」のうち、「2 令和 3 年度の目標及び実績」につきましては、参入目標 3 0 経営体 9 . 4 ヘクタール、参入実績 2 5 経営体 1 1 . 7 ヘクタール、達成状況 参入数 8 3 . 3 パーセント、参入面積 1 2 4 . 4 パーセントとなっております。</p> <p>次に、4 ページをお開きください。</p> <p>「遊休農地に関する措置に関する評価」のうち、「2 令和 3 年度の目標及び実績」につきましては、解消目標 2 8 ヘクタール、解消実績 - 2 1 . 2 ヘクタールということで増加となっております。達成状況 - 7 5 . 7 パーセントということで増加となっております。</p>

	<p>次に、5ページをご覧ください。</p> <p>「違反転用への適正な対応」のうち、「2 令和3年度実績」につきましては、農地パトロール時の違反転用は、ございませんでした。</p> <p>次に、6ページをお開きください。</p> <p>「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」のうち、「1 農地法第3条に基づく許可事務」につきましては、1年間の処理件数 133件、うち許可 133件、不許可はございませんでした。</p> <p>点検項目及び具体的な内容につきましては、お目通しをお願いいたします。</p> <p>「2 農地転用に関する事務」につきましては、1年間の処理件数 306件点検項目及び具体的な内容につきましては、お目通しをお願いいたします。</p> <p>次に、7ページをご覧ください。</p> <p>「3 農地所有適格法人からの報告への対応」につきましては、管内の農地所有適格法人数は、29法人となっております。</p> <p>「4 情報の提供等」のうち、賃借料情報の調査・提供につきましては、調査対象賃貸借件数は、309件、公表時期は、令和3年11月となっており、市ホームページの掲載及び農業委員会だよりと一緒に配布し、農家等へ情報提供を行いました。</p> <p>「農地の権利移動等の状況把握」及び「農地台帳の整備」につきましては、お目通しをお願いいたします。</p> <p>次に、8ページをお開きください。</p> <p>「地域農業者等からの要望・意見」につきましては、コロナ渦により、意見交換会が中止のため、ありませんでした。</p> <p>「事務の実施状況の公表等」につきましては、市のホームページに公表しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>よろしく、ご審議いただきますようお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題13「令和3年度の目標およびその達成に向けた活動の点検・評価（案）について」は、原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>議題の審議は以上です。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
1 . 法務局から照会のあった農地等の現況について 3 2 ページ ~ 3 5 ページ 4 件	
議 長	報告事項 1 「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、谷山、1 4 番委員お願いします。
1 4 番 委 員	報告します。3 2 ページです。 照会日：令和 4 年 5 月 1 2 日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和 4 年 5 月 2 4 日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、伊敷、1 8 番委員お願いします。
1 8 番 委 員	報告します。3 3 ページです。 照会日：令和 4 年 4 月 2 2 日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和 4 年 5 月 9 日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、喜入、1 番委員お願いします。
1 番 委 員	報告します。3 4 ページです。 照会日：令和 4 年 4 月 2 0 日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和 4 年 5 月 2 日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、3 5 ページです。 照会日：令和 4 年 4 月 2 7 日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和 4 年 5 月 1 0 日 鹿児島地方法務局へ報告済。
2 . 農地法第 3 条の 3 届出専決に関する報告について 3 6 ページ ~ 3 7 ページ 7 件	
議 長	報告事項 2 「農地法第 3 条の 3 届出専決に関する報告について」 報告事項 3 「農地法第 4 条・5 条届出専決に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。

事務局	<p>36ページをお開きください。</p> <p>報告事項2 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は7件です。</p> <p>登記地目別では、田7筆、3,961.00㎡、畑14筆、8,394.00㎡となっております。取得した事由別数は、相続が7件。権利の種別は、所有権が7件。農業委員会によるあっせん等は、無が7件となっております。</p> <p>37ページは、農地法第3条の3関係の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
<p>3 . 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について</p> <p>38ページ～43ページ 16件</p>	
事務局	<p>38ページをお開きください。</p> <p>報告事項3 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係は、ありませんでした。</p> <p>第5条関係では、多い順に一般住宅が15件、共同住宅が1件、合計16件となっております。</p> <p>39ページから43ページは、5条関係16件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
<p>4 . 鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について</p> <p>別冊資料6</p>	
議長	<p>次に、報告事項4「鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について」</p> <p>それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項4 鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について報告いたします。</p> <p>別冊資料6をご覧ください。</p> <p>表の一番下の合計欄をご覧ください。</p> <p>まず 二段書きの上の段の4月分については、訪問戸数17戸、うち不在5戸、調査回答戸数12戸、貸出希望3戸174.40アール、借入希望、貸出実績、借入実績、中間管理事業活用実績はありませんでした。</p> <p>各地区の実績、累計についてはお目通しをお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>(議事終了：午前10時50分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p>
事 務 局	<p>総会資料につきましては、皆様方の守秘義務の関係から、これまで持ち帰ってからの資料の処分、保管に、大変苦慮されているというお話を伺っております。つきましては、本日の総会資料以降、そのような場合には、机の上に置いて帰って頂ければ、事務局の方で適宜、適切な処理をさせていただきますので、よろしくお願いたします。</p> <p>・令和4年度第1回合同委員会開催日時は、 6月8日(水)午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</p> <p>・令和4年度第4回総会(月例)開催日時は、 6月28日(火)午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</p>
議 長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会(午前10時55分)</p>